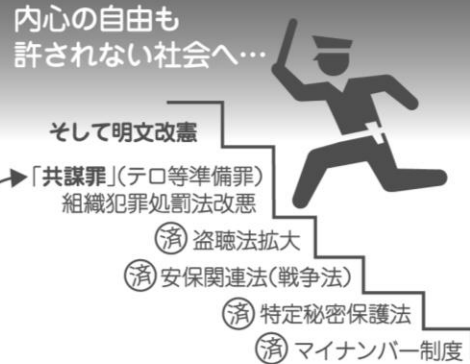


えっ!話し合うだけで犯罪に!?

共謀罪(テロ等準備罪)とは

安倍政権が今国会で成立をねらう「共謀罪」(テロ等準備罪)は、市民が法律に違反することを話し合うだけで処罰できるようにする思想・言論取締法であり、民主主義や個人の思想信条、内心の自由を侵す憲法違反の悪法です。

「戦争する国」への布石



共謀罪
ここが問題!!

- ① 思想信条、内心の自由を侵す違憲立法
- ② 一般市民や団体も取り締まりの対象です
- ③ 盗聴の拡大、密告の奨励など監視社会に
- ④ 何を処罰するか、決めるのは警察です

政府の口実は次々破たん

① 「テロ対策」というが...

「国連の国際組織犯罪防止条約を締結していないからテロ対策が不十分」 ————— 政府

「この条約はテロ対策を目的にしたものではない。日本では2003年に国会で条約締結を承認。現行法のままで締結書を国連に出せばいいだけ」 ————— 足立昌勝さん(関東学院大名誉教授・刑法) (「赤旗」2017年2月2日付)

「原発再稼働や米軍基地建設に抗議する活動も摘発対象にされる可能性がある」 ————— 海渡雄一さん(弁護士)

② 「オリンピックが開けない」のウソ

「(法整備ができなければ)東京オリンピック・パラリンピックを開けない」安倍首相(2017年1月23日衆議院本会議)といいますが、「国際組織犯罪防止条約」を締結した187の国・地域で共謀罪を設けたのは2カ国だけ。「オリンピックが開けない」というのは国民だましの口実です。日本は国連の全てのテロ対策防止条約を推進し、国内法を制定しています。

③ 過去3回廃案に

共謀罪は過去3回、国会に提出されましたが、あまりにひどい法案のため反対世論に押されて、すべて廃案になっています。戦前の治安維持法のように、一度法律ができれば恣意的運用が広がりかねません。

未加入中の労災事故にはペナルティもあります。必ず手続きをしましょう。

パート・アルバイトだけでも労働保険は必要です。保険会社などの民間労災保険だけでは違法です。通勤労災など意外な事故もあります。

民商では協同組合で労働保険事務組合を運営しています。4月は年度更新の時期になります。毎年民商でも労働保険加入を勧める活動をしています。加入が必要な方は手続きを行いましよう。

事業主も入れる 労災・雇用保険

労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)への加入が必要です。民商には厚労大臣認可の事務組合があります。

民商の事務組合3つのメリット

- ① 事業主や家族従業員もOK
- ② 保険料の分割も可能
- ③ 安い費用で労力が省ける



例えば

労災保険料

建設業の場合 1日 124円

飲食業の場合 1日 35円

以下の給付内容が受けられます

- ◆ 治療費、入院費、手術代など 一切無料
- ◆ 休業中も平均賃金 60%~80%を給付
- ◆ 後遺症への給付、遺族補償などもあります。

※保険料は業種・条件によって異なります。
※別途、事務組合費が必要です。

伝言板

労働保険学習会

36協定・法定労働時間と所定労働時間の違いはご存知ですか?

4月4日(火) 昼2時 講師 社労士 上田 純次氏

4月7日(金) 夜7時 講師 社労士 高山 和男氏

今話題になってきている長時間労働、政府の「働き方改革実現会議」で17日に了承された残業時間の上限規制案が問題になっていきます。従業員を抱えておられる事業者でも関心を持たれていることと思います。今回、社会保障労働者も関係する労働基準法に基づいた労働時間とは何か、繁盛期の従業員との取り決め36協定について詳しくお話させていただきます。

記帳学習会 第1回 4月6日(木)夜7時

消費税の増税と同時にインボイス制度が導入されるようとしていきます。対応できる記帳の仕方を身に付けることが大事です。今回の学習会は、第1回は記帳の基本を行います。パソコン記帳をご希望の方は必ずご参加ください。

第2回 4月20日(木)夜7時

第3回 4月27日(木)夜7時

第2回目と第3回目は「弥生会計」を使つてのパソコン記帳の講習を2回シリーズで行います。